

平成 2 4 年第 2 回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示	5
平成 2 4 年第 2 回常陸太田市議会定例会会期日程	6
◎第 1 号 6 月 8 日（金）	
○議事日程（第 1 号）	7
○本日の会議に付した事件	8
○出席議員	8
○欠席議員	8
○説明のため出席した者	8
○事務局職員出席者	9
開 会	9
開 議	9
○会議録署名議員の指名	9
○諸般の報告	9
○日程第 1 会期の決定	1 2
○日程第 2 報告第 3 号ないし報告第 1 5 号（一括上程）	1 2
○日程第 3 議案第 4 0 号ないし議案第 4 7 号（一括上程）	2 0
提案理由説明	2 0
散 会	2 5
◎第 2 号 6 月 1 2 日（火）	
○議事日程（第 2 号）	2 7
○本日の会議に付した事件	2 7
○出席議員	2 7
○欠席議員	2 7
○説明のため出席した者	2 7
○事務局職員出席者	2 8
開 議	2 8
○日程第 1 一般質問 2 番 赤堀 平二郎議員	2 8
1 番 藤田 謙二議員	3 5
6 番 平山 晶邦議員	4 1
4 番 深谷 渉議員	5 0

8 番 菊池 伸也議員	6 2
散 会	6 9
◎第 3 号 6 月 1 3 日 (水)	
○議事日程 (第 3 号)	7 1
○本日の会議に付した事件	7 1
○出席議員	7 1
○説明のため出席した者	7 1
○事務局職員出席者	7 1
開 議	7 2
○日程第 1 一般質問 9 番 深谷 秀峰議員	7 2
2 2 番 宇野 隆子議員	7 8
散 会	9 1
◎第 4 号 6 月 1 4 日 (木)	
○議事日程 (第 4 号)	9 3
○本日の会議に付した事件	9 3
○出席議員	9 3
○説明のため出席した者	9 3
○事務局職員出席者	9 3
開 議	9 4
○日程第 1 報告第 3 号ないし報告第 1 5 号 (一括上程)	9 4
質 疑 2 2 番 宇野 隆子議員	9 4
討 論 2 2 番 宇野 隆子議員	9 5
採 決	9 6
○日程第 2 議案質疑 議案第 4 0 号ないし議案第 4 7 号 (一括上程)	9 7
質 疑 2 2 番 宇野 隆子議員	9 7
○日程第 3 請願第 2 号	9 9
散 会	1 0 0
◎第 5 号 6 月 2 1 日 (木)	
○議事日程 (第 5 号)	1 0 1
○本日の会議に付した事件	1 0 1
○出席議員	1 0 1
○説明のため出席した者	1 0 1

○事務局職員出席者	102
開 議	102
○日程第 1 委員長報告 議案第40号ないし議案第47号	
請願第2号	
総務委員長 益子 慎哉議員	102
文教民生委員長 深谷 秀峰議員	103
産業建設委員長 高星 勝幸議員	103
採 決	103
○日程第 2 議案第48号	104
提案理由説明	104
採 決	105
○日程第 3 議員提案第2号	105
提案理由説明	105
採 決	106
閉 会	107

資 料

議案等委員会付託表	109
請願文書表（第1号）	110
一般質問発言通告者及び発言要旨	111
総務委員会審査報告書	117
文教民生委員会審査報告書	118
産業建設委員会審査報告書	119
森林湖沼環境税の継続を求める意見書	120

常陸太田市告示第 1 1 2 号

平成 2 4 年第 2 回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 4 年 6 月 1 日

常陸太田市長 大 久 保 太 一

1. 期 日 平成 2 4 年 6 月 8 日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成24年第2回常陸太田市議会定例会会期日程

平成24年6月8日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
6 月 8 日	金	本 会 議	1. 開 会 2. 会期の決定 3. 議案説明
6 月 9 日	土	休 会	
6 月 1 0 日	日	休 会	
6 月 1 1 日	月	休 会	(議案調査)
6 月 1 2 日	火	本 会 議	1. 一般質問
6 月 1 3 日	水	本 会 議	1. 一般質問
6 月 1 4 日	木	本 会 議	1. 議案質疑 2. 委員会付託
		委 員 会	1. 議会活性化特別委員会
6 月 1 5 日	金	委 員 会	1. 総務委員会
6 月 1 6 日	土	休 会	
6 月 1 7 日	日	休 会	
6 月 1 8 日	月	委 員 会	1. 文教民生委員会
6 月 1 9 日	火	委 員 会	1. 産業建設委員会
6 月 2 0 日	水	休 会	(議事整理)
6 月 2 1 日	木	本 会 議	1. 委員長報告 (質疑・討論・採決) 2. 閉 会

平成24年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成24年6月8日（金）

議 事 日 程（第1号）

平成24年6月8日午前10時開議

日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）

報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号））

報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第6号））

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号））

報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第4号））

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第5号））

報告第12号 平成23年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第13号 平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第14号 平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第15号 平成23年度常陸太田市水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 3 議案第40号 常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第41号 常陸太田市印鑑条例等の一部改正について

議案第42号 常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 4 3 号 平成 2 4 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 4 号 平成 2 4 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 5 号 平成 2 4 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 6 号 平成 2 4 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 7 号 平成 2 4 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 2 号）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第 3 号ないし報告第 1 5 号（一括上程・報告案件説明）

日程第 3 議案第 4 0 号ないし議案第 4 7 号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

1 3 番	茅 根 猛 議 長	1 6 番	山 口 恒 男 副議長
1 番	藤 田 謙 二 議 員	2 番	赤 堀 平二郎 議 員
3 番	木 村 郁 郎 議 員	4 番	深 谷 渉 議 員
5 番	鈴 木 二 郎 議 員	6 番	平 山 晶 邦 議 員
7 番	益 子 慎 哉 議 員	8 番	菊 池 伸 也 議 員
1 0 番	高 星 勝 幸 議 員	1 1 番	荒 井 康 夫 議 員
1 2 番	成 井 小太郎 議 員	1 4 番	片 野 宗 隆 議 員
1 5 番	福 地 正 文 議 員	1 7 番	川 又 照 雄 議 員
1 8 番	後 藤 守 議 員	1 9 番	黒 沢 義 久 議 員
2 0 番	沢 畠 亮 議 員	2 1 番	高 木 将 議 員
2 2 番	宇 野 隆 子 議 員		

欠席議員

9 番 深 谷 秀 峰 議 員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	梅 原 勤 副 市 長
中 原 一 博 教 育 長	江 幡 治 総 務 部 長
佐 藤 啓 政策企画部長	岡 部 芳 雄 市民生活部長
塙 信 夫 保健福祉部長	井 坂 孝 行 産 業 部 長
鈴 木 典 夫 建 設 部 長	荻 津 一 成 会 計 管 理 者
鈴 木 則 文 上 下 水 道 部 長	福 地 壽 之 消 防 長

山 崎 修 一 教 育 次 長
植 木 宏 総 務 課 長

宇 野 智 明 秘 書 課 長
中 村 弘 監 査 委 員

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長
榑 一 行 総 務 係 長

関 勝 則 次長兼議事係長

午前 10 時開会

○茅根猛議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 21 名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。9 番深谷秀峰議員、以上 1 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成 24 年第 2 回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○茅根猛議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第 81 条の規定により

1 番 藤 田 謙 二 議 員 14 番 片 野 宗 隆 議 員

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○茅根猛議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。

去る 4 月 20 日、日立市において県北市議会議長会が、同じく 23 日、水戸市において茨城県市議会議長会が、同じく 25 日、横浜市において関東市議会議長会が、さらに 5 月 23 日、東京都において全国市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、監査委員から、平成 23 年度定期監査報告書及び平成 24 年 3 月、4 月、5 月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人里美ふるさと振興公社、株式会社水府振興公社、有限会社バイオマスリサイクルセンターのそれぞれの経営状況を説明する書類がお手元に配付いたしてありますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよ

う要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	江 幡 治 君
政策企画部長	佐 藤 啓 君	市民生活部長	岡 部 芳 雄 君
保健福祉部長	埴 信 夫 君	産 業 部 長	井 坂 孝 行 君
建 設 部 長	鈴 木 典 夫 君	会 計 管 理 者	荻 津 一 成 君
上下水道部長	鈴 木 則 文 君	消 防 長	福 地 壽 之 君
教 育 次 長	山 崎 修 一 君	秘 書 課 長	宇 野 智 明 君
総 務 課 長	植 木 宏 君	監 査 委 員	中 村 弘 君

以上、16名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長あいさつ

○茅根猛議長 この際、市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆さん、おはようございます。平成24年第2回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜りましてまことにありがとうございます。そしてただいまは、20年の長きにわたる議員活動のご功績により全国市議会議長会からの表彰状が高木将議員に伝達されました。これまでの活動に対しまして心から敬意を表するとともにお祝いを申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。

さて、3月市議会定例会で本年度の予算を可決いただきましてから2カ月が経過をいたしました。各種事業につきまして進めてまいりましたので、幾つかの事案につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、東日本大震災により発生しました木材、瓦れきの仮置き場につきましては、県に土地を返却するため現状に戻す処理をしてまいりました。この処理に不法投棄の嫌疑がかけられまして、県警本部から市役所の家宅捜査を受ける事態となりました。これまで震災瓦れきは丁寧に処理してきたつもりであります。市民の皆様には不信感を与え、そして関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを心からお詫びを申し上げる次第でございます。今後は再発防止はもちろんでございますが、捜査の状況を見守りながら関係者の処分など事後処理を検討してまいりたいと思います。

続きまして、震災からの復旧・復興の関係でございます。東日本大震災発生後、日々懸命な復旧作業が市内各地で進められ、活気が少しずつではありますが戻りつつある状況でございます。市の公共施設等につきましては、世矢中学校屋内運動場や峰山中学校のプール、金砂郷支所など一部の施設を除きまして復旧が完了しております。震災復旧・復興計画の進捗状況につきましては、この後の全員協議会でその詳細をご報告させていただきます。

市の放射能除染実施計画に基づくプラトーさとみ周辺の除染工事につきましては、除去土壌等

の仮置き場として国有林を利用する協議が林野庁と調いまして、去る５月２３日に関係者を対象に地元説明会を実施いたしました。現在は除染工事の測量調査及び工事設計を行っておりまして、今後、除去土壌等の仮置き場につきましても、測量調査及び工事設計を実施した上で除染工事に入る予定でございます。

福島第一原発事故の損害賠償につきましては、事故発生以降、多額の費用と膨大な業務対応が強いられています。水道、下水道事業を除く昨年９月から本年３月までの放射能測定、除染、風評被害対策の費用、観光施設の減収分を合わせまして、２,８３６万１,１０３円を先月３１日に東京電力へ請求いたしました。昨年８月までの分を含めると、請求総額は、５,５０８万１,１５１円になりますが、あわせて、まだ損害賠償の基準となるものが制定をされていない状況にございまして、この誠意ある対応を早急に行うよう強く要望してきたところでございます。

次に、少子化・人口減少対策の関係でございまして、新婚家庭への家賃助成につきましては、助成額を月額１万円から２万円に、年齢要件を夫婦いずれも４０歳以下から５０歳以下に拡充いたしました。４月、５月の申し込み件数を見ますと、昨年より少しではありますが増加している状況でございます。

また、かねてより進めてまいりましたハイテクパーク金砂郷への佐々木鋳工所の進出でございしますが、工場建設がほぼ完了いたしまして、この６月２０日に火入れ式を行うこととなっております。佐々木鋳工所の従業員につきましては、地元採用の８人を含みまして全体で４１名になるわけございまして、当市内への定住促進の一端を担っていただいているところでございます。少子化・人口減少対策は本市の最重要課題でありまして、市の将来を担う若者が定住し、安心して子育てができるような環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

次に、道路の関係でございしますが、中心市街地の活性化と交通渋滞解消のために、平成９年に着工しました都市計画道路木崎稲木線トンネルの名称が「鯨ヶ丘トンネル」に決定いたしまして、その開通式が７月１７日に行われます。本市のさらなる発展につながるものと大いに期待をしているところでございます。

次に、ごみの分別と収集の関係でございまして、本市では環境保全とごみ処理経費の削減を目的といたしまして、ごみ分別の細分化と収集体制の見直しを行ってまいりました。８月からの新たなごみ分別収集方法へスムーズに移行できるよう準備を進めているところでございます。

以上、幾つかの事案をご報告申し上げましたが、今年度の各種事業も着実に実行してまいります。

続きまして、３月市議会定例会においてあらかじめご了承をお願いいたしました専決処分についてご報告を申し上げます。

特別交付税の確定、市債の変更及び災害復旧事業の財源の確定等にかかわる予算措置として、平成２３年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算を専決処分させていただきました。また、地方税法等の改正に伴う市税条例、都市計税法条例、国民健康保険税条例の一部改正につきましても専決により処置させていただきました。

最後に、本定例会に提案させていただきます案件でございしますが、専決処分の報告９件、予算

の繰越明許費に関する報告4件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、平成24年度各会計補正予算5件、うち1件につきましては、本日追加で提案をさせていただきました。合わせまして21件でございます。なお、会期中に人事案件1件を追加提案する予定でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、副市長及び担当部長よりご説明申し上げます。各議案とも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり承認、可決、同意を賜りますようお願いを申し上げまして招集のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○茅根猛議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○茅根猛議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から6月21日まで14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○茅根猛議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日まで、14日間と決定いたしました。

日程第2 報告第3号ないし報告第15号

○茅根猛議長 次、日程第2、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号））、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第6号））、報告第8号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号））、報告第9号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第4号））、報告第10号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））、報告第11号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第5号））、報告第12号平成23年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第13号平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第14号平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第15号平成23年度常陸太田市水道事業会計予算繰越計算書について、以上13件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 提案者にかわりましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきます。報告第3号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第173条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月8日報告、市長名でございます。

2ページをお開きいただきます。専決処分書の写しでございます。地方税法の一部改正等に伴い、平成24年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市市税条例の一部を改正する条例。平成24年3月31日、市長名でございます。

改正内容につきましては、9ページからの新旧対照表でご説明をさせていただきます。18条の2、市民税の申告につきましては、年金所得者が各控除を受けようとする場合の申告書の提出が不要となったことに伴う各控除額の文言の削除でございます。

10ページをお開きいただきます。第33条につきましては、引用条文の改正でございます。

附則第8条の2につきましては、地方税法附則第15条の改正により、住民自治の充実に向けた地域決定型地方税制特例措置——「わが町特例」でございますけれども——が導入されることに伴い、その特例割合を4分の3と定める条文の追加でございます。

附則第8条の3につきましては、附則第8条の2の追加に伴う条文の条の繰り下げ及び引用条項の改正でございます。

11ページの附則第9条から16ページの附則第11条につきましては、対応年度の改正及び住宅用地の据え置き特例廃止に伴う項の削除でございます。

16ページの附則第13条につきましては、引用条項及び対応年度等の改正でございます。

17ページの附則第18条の2につきましては、図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団、財団法人に係る非課税措置の追加に伴う申告義務規定の追加でございます。

18ページをお開きいただきます。附則第19条の2につきましては、東日本大震災で滅失した居住用家屋の敷地に係る譲渡期限の延長に伴う条文の追加でございます。

20ページをお開きいただきます。附則第20条、東日本大震災に係る住宅借入金等の特別税額控除の適用期間等の特例につきましては、法改正に伴う文言の整理、引用条項の改正及び住宅の再取得等に係る特別税額控除の特例措置に伴う条文の追加でございます。

6ページに戻っていただきまして附則がございます。第1条は施行期日でございます。公布の日からの施行でございます。ただし、18条の2第1項ただし書き及び第18条の3第1項の規定は、平成26年1月1日からの施行でございます。第2条は市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置でございます。

続きまして、議案書の22ページをお開きいただきます。報告第4号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月8日報告、市長名でございます。

23ページをお開きいただきます。専決処分書の写しでございます。地方税法の一部改正等に伴い、平成24年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例。平成24年3月31日、市長名でございます。

27ページの新旧対照表をお開きいただきます。附則の第2項でございますように、平成23年度末で特例期限が切れる現行の負担調整措置、いわゆる土地評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇が緩やかなものになるよう課税標準額を徐々に是正する措置を継続するというに伴い、対応年度を平成26年度末までとする改正でございます。以下、各項でこの改正がございます。

また、同ページの附則第3項でございますが、住宅用地の課税標準額を前年度課税標準額に据え置く特例措置の廃止によりまして、それに伴い「住宅用地」の文言の削除でございます。以下、各項でこの改正がございます。

次に、28ページ下段の、いわゆる現行でございますけれども、旧附則第5項の削除がございます。これにつきましても同様に住宅用地の据え置き特例廃止によるものでございまして、以下32ページまで順次項の繰り上げを行います。

25ページに戻りまして附則がございます。第1項は施行期日で、公布の日からの施行でございます。第2項から4項につきましては経過措置でございます。

続きまして、33ページをお開きいただきます。報告第5号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月8日報告、市長名。

次ページに写しがございます。専決処分書、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布されたことに伴い、平成24年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。平成24年3月31日、市長名。

内容につきましては、36ページをお開きいただきます。新旧対照表でご説明をいたします。附則第16項、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございますが、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その土地の譲渡所得の課税に係る期限が3年から7年に延長される特例の規定を加えるものでございます。

35ページにお戻りいただきたいと思います。附則がございます。この条例は平成24年4月1日から施行することとしております。

続きまして、37ページをお開きいただきます。報告第6号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月8日報告、市長名。

38ページに専決処分書の写しがございます。特別交付税の確定、市債の変更及び災害復旧事

業の財産の確定等に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）。平成24年3月30日、市長名でございます。

40ページをお開きいただきます。平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億1,577万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ286億6,154万9,000円とする。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。平成24年3月30日専決、市長名でございます。

事項別明細により説明をさせていただきます。47ページをお開きいただきます。

歳入でございます。2款地方譲与税から48ページの11款交通安全対策特別交付金までの補正は、それぞれの3月期の交付額の確定によるものでございます。

なお、10款の地方交付税26億9,921万5,000円の補正につきましては、震災復旧経費の市債振り替えや市税等の減免見込額として震災復興特別交付税18億5,354万2,000円を含んだものでございます。

14款国庫支出金の補正につきましては、災害復旧事業に係る補助金の確定などにより7,882万6,000円の増額いたしました。

また、49ページにかけまして、15款県の支出金の補正につきましては、災害復旧費などそれぞれの補助金の確定により78万7,000円を減額いたしました。

17款寄附金の補正でございますが、ふるさと常陸太田寄附金200万円、震災義援金4,774万4,000円を追加いたしました。

18款繰入金でございます。交付金等の確定により財源が確保されたことから、財政調整基金や減債基金の繰り入れ3億8,447万円を減額いたしました。

20款諸収入の4項雑入でございますが、茨城県市町村振興協会や全国市有物件災害共済会などからの震災に係る見舞金などとして1億5,679万9,000円を追加いたしました。

50ページの市債の補正でございますが、震災に係る災害復旧債の特別交付税への振り替え、対象事業費の確定、国・県支出金の変更などにより、それぞれの市債を変更するものでございます。

51ページをお開きいただきます。歳出でございます。2款総務費の補正につきましては、次年度以降の公債費の償還財源として減債基金に18億844万6,000円を積み立てるほか、基金の運用益や寄附金をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

4款1項衛生費2,203万8,000円、5款の農林水産業費1億3,952万4,000円、7款の土木費1億4,374万2,000円につきましては、それぞれの会計に対し、震災復旧に係る一般会計負担分を繰り出すものでございます。

44ページにお戻りいただきます。44ページは、第2表地方債の補正でございます。先ほど申し上げましたように、震災の復旧に係る経費が特別交付税へ振り替えとなったことなどから市債を変更するものでございまして、限度額合計25億6,000万円を20億8,740万円に変更

するものでございます。

続きまして、53ページをお開きいただきます。報告第7号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月8日報告、市長名でございます。

54ページをお開きいただきます。専決処分書の写しでございます。専決処分書、市債の変更及び災害復旧事業の財源の確定に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第6号）。平成24年3月30日、市長名。

56ページをお開きいただきます。平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成24年3月30日専決、市長名でございます。

58ページをお開き願います。地方債の補正でございます。公共下水道建設事業費は、事業費の減に伴う減額及び流域下水道建設事業費は、事業費の増に伴う増額でございます。

事項別明細にてご説明させていただきますが、59ページをお開きいただきます。本補正予算は、歳入予算の款項の区分ごとの額の変更でございます。歳入歳出予算の総額は変更ございません。

61ページをお開きいただきます。歳入でございます。

3款1項の国庫補助金につきましては、災害国庫補助率のかさ上げに伴う増額でございます。

6款1項一般会計繰入金につきましては、震災復興特別交付税の繰り出し基準の変更により増額となったものでございます。

9款1項1目の下水道事業債につきましては、通常事業費の変更により減額するものでございます。3目の災害復旧債につきましては、震災復興特別交付税等により財源確保ができたため減額とするものでございます。

続きまして、63ページをお開き願います。報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月8日報告、市長名。

64ページをお開きいただきます。専決処分書の写しでございます。専決処分書、市債の変更及び災害復旧事業の財源の確定に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）。平成24年3月30日、市長名。

66ページをお開きいただきます。平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2

条，地方債の変更は第2表地方債補正による。平成24年3月30日専決，市長名。

68ページをお開きいただきます。地方債の補正でございますが，現年発生補助災害復旧事業費の減額につきましては，災害関連財源の変更に伴うものでございます。

事項別明細にて説明を申し上げます。69ページをお開きいただきます。

本補正予算は，歳入予算の款項の区分ごとの額の変更でございますが，歳入歳出予算の総額は変更ございません。

71ページをお開きいただきます。歳入でございます。

3款1項2目災害復旧費県補助金の減額及び8款1項1目の災害復旧費国庫補助金の増額につきましては，県補助金を国庫補助金に変更したため増額するものでございます。

また，5款1項1目一般会計繰入金の増につきましては，震災復興特別交付税の繰り出し基準の変更により増額となったものでございます。

なお，9款1項の市債につきましては，震災復興特別交付税等により財源確保ができたため減額とするものでございます。

続きまして，73ページをお開き願います。報告第9号専決処分の承認を求めることについて，地方自治法第179条第1項の規定により，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第3項の規定によりこれを報告し，承認を求める。平成24年6月8日報告，市長名でございます。

74ページをお開きいただきます。専決処分書の写しでございます。専決処分書，市債の変更に係る予算措置について，議会を招集する時間的余裕がないと認めるので，地方自治法第179条第1項の規定により，下記の予算を次のとおり専決処分する。記，平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第4号）。平成24年3月30日，市長名でございます。

76ページをお開きいただきます。平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第4号）は，次に定めるところによる。第1条，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,299万2,000円とする。第2条，地方債の変更は第2表地方債補正による。平成24年3月30日専決，市長名でございます。

82ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございます。

7款市債10万円の減額につきましては，市債借入額の端数処理に当たりまして，予算額と市債借入額の整合を図る必要が生じたため減額するものでございます。

83ページに歳出がございます。

1款1項1目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費10万円の減額につきまして，市債減額に伴い事業費を減額するものでございます。

続きまして85ページをお開きいただきます。報告第10号専決処分の承認を求めることについて，地方自治法第179条第1項の規定により，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第3項の規定によりこれを報告し，承認を求める。平成24年6月8日報告，市長名。

86ページをお開きいただきます。専決処分書の写しでございます。専決処分書，市債の変更

等に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第17条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。平成24年3月30日、市長名でございます。

88ページをお開きいただきます。平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,331万5,000円とする。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。平成24年3月30日専決、市長名でございます。

91ページをお開き願います。地方債補正でございます。簡易水道事業債を事業費の減により、限度額を100万円減額するものでございます。

94ページをお開き願います。事項別明細歳入でございます。

6款市債1項1目簡易水道事業債は、歳出における事業費の減に伴い100万円を減額するものでございます。

95ページに歳出がございます。1款3項1目配管費100万円の減額は、事業費の減によるものでございます。

次の報告第11号、それから、報告第15号につきましては、後ほど上下水道部長より説明をさせていただきます。

それでは、続きまして111ページをお開きいただきます。報告第12号平成23年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成23年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

112ページから114ページにかけて繰越計算書がございます。災害復旧に係るもの、東日本大震災対策被害対策支援金に係るもの、県事業の繰り越しに伴うもの、河川敷内の工事協議や用地補償、あるいは電柱等の移設などにより不測の日数を要したものなど合計29事業についての繰越計算書でございます。平成24年6月8日提出、市長名。

続きまして、115ページをお開きいただきます。報告第13号、平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

116ページをお開き願います。繰越計算書でございます。

1款1項下水道事業費の3事業につきましては、それぞれ東日本大震災の復旧工事を最優先したことにより事業を繰り越したものでございます。

また、4款1項の下水道施設災害復旧費の3事業につきましては、復旧工事におきまして、他工区との工程調整、あるいは迂回路の協議並びに上水道管の移設等に不測の日数を要したことなどにより、合計で5億4,709万3,000円を繰り越すものでございます。平成24年6月8日提出、市長名。

続きまして、117ページをお開きいただきます。報告第14号平成23年度常陸太田市農業

集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

118ページをお開きいただきます。繰越計算書でございます。

4款1項、事業名農業集落排水災害復旧事業につきましては、復旧工事におきまして他工区との工程調整、迂回路の協議、あるいは上水道管の移設等に不測の日数を要したことなどにより、1億7,293万3,000円を繰り越すものでございます。平成24年6月8日提出、市長名でございます。

○茅根猛議長 上下水道部長。

〔鈴木則文上下水道部長 登壇〕

○鈴木則文上下水道部長 それでは、提案者にかわりご説明を申し上げます。

報告第11号及び第15号についてご説明申し上げます。議案書97ページをお開き願います。報告第11号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月8日報告、市長名でございます。

98ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書、起債の変更及び災害復旧事業の財源の確定等に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第5号）。平成24年3月30日、市長名でございます。

100ページをお開き願います。

第1条、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入の第1款水道事業収益を969万5,000円増額し、12億933万7,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的収支額に対し不足する額5億6,930万2,000円を5億489万円に、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額3,552万3,000円を3,023万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金5億3,377万9,000円を4億7,465万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第3款資本的収入を5,823万8,000円減額し、4億1,891万2,000円とするものでございます。

101ページに参りまして支出でございますが、第4款資本的支出を1億2,280万円減額し、9億2,380万2,000円とするものでございます。第4条は企業債の補正でございます。水源及び送配水施設建設事業1億9,240万円を1億3,100万円に改めるものでございます。平成24年3月30日専決、市長名でございます。

108ページをお開き願います。予算明細書ですが、収益的収入及び支出の収入で1款水道事

業収益２項２目７節一般会計補助金につきましては、地方公営企業施設の災害復旧事業に対する繰入金でございます。３目８節国庫補助金につきましては、東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助金でございます。

１０９ページに参りまして、資本的収入及び支出の収入でございますが、３款資本的収入１項１目１節企業債の減額は、起債対象事業費の内容変更及び入札差金によるものでございます。２項１目２節工事負担金の増額は、地方公営企業施設の災害復旧事業に対する繰入金でございます。３項１目３節一般会計出資金の減額は、起債対象事業費の内容変更及び入札差金によるものでございます。５項１目５節国庫補助金の増額は、東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助金でございます。

１１０ページに参りまして、支出でございますが、４款資本的支出１項１目１節委託料及び２節工事費の減額につきましては、起債対象事業費の内容変更及び入札差金によるものでございます。

続きまして、１１９ページをお開きいただきたいと思います。報告第１５号平成２３年度常陸太田市水道事業会計予算繰越計算書について、平成２３年度常陸太田市水道事業会計予算を繰り越したので、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき、次のとおり報告する。

１２０ページをお開き願います。繰越計算書でございます。４款１項事業名が排水管布設がえ工事につきましては、農業集落排水災害復旧事業に伴う排水管布設がえ工事において、迂回路協議及び他工区との工程調整に不測の日数を要したため、９２８万５,０００円を繰り越したものでございます。平成２４年６月８日提出、市長名でございます。

以上です。

○茅根猛議長 説明は終わりました。

日程第３ 議案第４０号ないし議案第４７号

○茅根猛議長 次、日程第３、議案第４０号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第４１号常陸太田市印鑑条例等の一部改正について、議案第４２号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第４３号平成２４年度常陸太田市一般会計補正予算（第１号）について、議案第４４号平成２４年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、議案第４５号平成２４年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について、議案第４６号平成２４年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第１号）について、議案第４７号平成２４年度常陸太田市一般会計補正予算（第２号）について、以上８件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは説明をさせていただきます。

議案書１２１ページをお開きいただきます。議案第４０号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及

び管理に関する条例を次のように制定するものとする。平成24年6月8日提出，市長名。

提案理由でございますが，本市の地域資源を生かし，都市と農山村の交流促進を図り，活力ある地域づくりを目的とした体験交流施設を設置するに当たり，施設の設置及び管理についての必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

この施設は，旧金砂小学校を活用して宿泊機能を有する体験交流並びに地域コミュニティの中核施設として整備するものでございます。

次の122ページをお開きいただきます。条例第1条でございますが趣旨，第2条は設置目的，第3条は使用の許可，第4条は使用の許可の制限，第5条は使用料でございます。使用料につきましては，123ページから124ページの別表に定めるとおりでございます。

戻りまして第6条でございますが，使用料の還付，第7条は使用の許可の取り消し，第8条は損害賠償等，第9条は販売行為等の禁止，第10条は委任についての規定でございます。

附則で，本条例は平成24年9月1日から施行するものでございます。また，常陸太田市重要な公の施設に関する条例の一部を改正しまして，新たに当該施設を加えるものでございます。

なお，125ページから本条例に係る条例施行規則を添付してございます。

131ページをお開きいただきます。議案第41号常陸太田市印鑑条例等の一部改正について，常陸太田市印鑑条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年6月8日提出，市長名。

提案理由でございますが，「住民基本台帳法」の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布，平成24年7月9日から施行されること等に伴い，本条例の一部改正を行うものでございます。

今回の条例改正でございますが，これまで「外国人登録法」の対象でありました外国人住民が，「住民基本台帳法」の適用対象となることに伴い，関連する本市の印鑑条例，住民基本台帳カードの利用に関する条例，手数料条例及び東日本大震災被害対策支援金等支給条例の4条例を一括で改正するものでございます。

内容につきまして，新旧対照表で主なものについてご説明させていただきます。

135ページをお開きいただきます。まず初めに，本市印鑑条例についてでございますが，第2条につきましては，外国人登録制度が廃止され，外国人住民を「住民基本台帳法」の適用対象に加えること，つまり住民票を作成する対象者となったことに伴い，第2号の文言を削除するものでございます。第4条第3項第3号につきましては，外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては，氏名及び通称を登録することができること，第7号につきましては，非漢字圏の外国人住民の氏名の片仮名表記も登録することができることとなったものでございます。

136ページをお開きいただきます。第11条第1項第4号及び第5号につきましては，外国人登録に係る印鑑登録の抹消についての規定を設けたものでございます。

137ページをお開きいただきます。第14条第1号及び第5号につきましては，外国人住民に係る印鑑登録証明への記載事項の規定でございます。

138 ページは、本市住民基本台帳カードの利用に関する条例についてでございます。本条例につきましては、他の市町村へ住所を移した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用できることとなったことに伴い、住民基本台帳カードの交付に関する条文が追加及び削除されたために、各項の繰り下げ及び繰り上げを行うものでございます。

続きまして、139 ページをお開きいただきます。本市手数料条例についてでございます。別表第1、13 項及び14 項につきましては、住民基本台帳カードの継続利用に伴い、カードの記録事項の変更届に関する条文が削除されたことに伴い、条の繰り上げを行い、第18 項は「外国人登録法」の廃止に基づき、証明書の交付に関する条文を削除するものでございます。

141 ページをお開きいただきます。本市東日本大震災被害対策支援金等支給条例についてでございますが、これにつきましては、「外国人登録法」が廃止されたため、外国人登録原票に係る条文を削除するものでございます。

133 ページに附則がございますが、本条例は平成24 年7 月9 日から施行するものでございます。以下は改正前の条例の経過措置を規定してございます。

142 ページをお開きいただきます。議案第42 号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24 年6 月8 日提出、市長名。

提案理由でございますが、駅西駐車場を設置するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、145 ページの新旧対照表をごらんいただきます。第2 条の表に「駅西駐車場」を加えるものでございます。これに伴い、別表において料金を定め、駅北駐車場と同様に料金を減免するため、第5 条第3 項を改正するものでございます。

144 ページの附則でございますけれども、この条例は平成24 年7 月1 日から施行することといたします。

続きまして、別冊の横長のつづりの1 ページをお開きいただきます。議案第43 号についてです。平成24 年度常陸太田市一般会計補正予算（第1 号）、平成24 年度常陸太田市一般会計補正予算（第1 号）は次に定めるところによる。第1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,535 万7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239 億7,135 万7,000 円とする。平成24 年6 月8 日提出、市長名でございます。

6 ページをお開きいただきます。事項別明細でご説明をさせていただきます。

歳入でございます。13 款使用料・手数料でございますが、先ほど説明させていただきました議案第40 号に常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例がございました。これに基づく使用料88 万円を計上いたしました。

15 款県支出金の補正につきましては、歳出予算で計上しております「学びの広場」に要する経費といたしまして、県からの委託金28 万9,000 円を見込んでおります。

また、18 款2 項1 目財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算の一般財源分として1,418 万8,000 円を繰り入れるものでございます。

7ページをお開きいただきます。歳出でございます。4款1項7目環境衛生費324万3,000円の補正につきましては、簡易水道の各浄水場における放射性物質の検査に要する経費を特別会計に繰り出すものでございます。

5款1項3目農業振興費においては、金砂体験ふるさと交流施設の管理運営に要する経費573万3,000円を追加いたしました。

8ページをお開き願います。7款5項1目下水道費でございますが、下水道事業特別会計において計上しております消費税の当面の資金手当として578万9,000円を繰り出すものでございます。

8款1項5目災害対策費の補正につきましては、里美地区の簡易水道の放射性物質検査に係る手数料30万3,000円を見込んだものでございます。

9款2項小学校費の補正につきましては、夏休みに4年生を対象として行っております「学びの広場」を5年生にも拡大するためのものでございまして、サポーターへの謝礼など28万9,000円を追加するものでございます。

続きまして、議案第44号平成24年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ578万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,619万2,000円とするものでございます。平成24年6月8日提出、市長名でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

6款1項一般会計繰入金でございます。578万9,000円の増額は、歳出の補正額の財源として増額するものでございます。

7ページをお開きいただきまして歳出でございます。

1款1項1目公共下水道費の公課費の増額でございますが、消費税納税額に増額の必要が生じたため増額するものでございます。

続きまして、議案第45号平成24年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。平成24年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,883万2,000円とする。平成24年6月8日提出、市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金でございます。324万3,000円の増額は、水道水の放射性物質の新たな基準が設定されたことにより必要な検査手数料を計上するもので、一般会計より繰り入れるものでございます。

7ページをお開きいただきます。歳出でございます。

1款2項1目維持改修費324万3,000円の増額でございますが、ただいま申し上げましたように新たな基準に基づく水道水の検査手数料でございます。

続きまして、議案第４６号につきましては、後ほど上下水道部長より説明させていただきます。
続きまして、議案第４７号の説明をさせていただきます。別冊資料をお開きいただきます。

１ページでございます。議案第４７号平成２４年度常陸太田市一般会計補正予算（第２号）でございます。平成２４年度常陸太田市一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８１９万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２３９億７,９５４万７,０００円とする。平成２４年６月８日提出、市長名でございます。

６ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

１４款国庫支出金でございますが、歳出予算に計上しております放射性物質除去調査の財源といたしまして、消防費国庫補助金８１９万円を計上いたしました。

歳出は７ページでございます。

８款１項５目災害対策費として、１３節委託料に８１９万円を計上しております。プラトーさとみ周辺の除染工事を行うに当たり、除去土壌の仮置き場設置に伴う測量、設計、流木調査、林地開発の申請業務等の委託料を予算化したものでございます。

○茅根猛議長 上下水道部長。

〔鈴木則文上下水道部長 登壇〕

○鈴木則文上下水道部長 それでは、議案第４６号について、提案者にかわりご説明申し上げます。

議案第４６号平成２４年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。１ページをお開き願います。

第１条は総則でございますが、平成２４年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条は、収益的収入及び支出の補正で、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の２款水道事業費用を１８１万５,０００円増額し、１１億８１４万８,０００円とするものでございます。平成２４年６月８日提出、市長名でございます。

詳細につきましては、予算明細書にてご説明申し上げます。７ページをお開きいただきます。

収益的収入及び支出の支出でございます。２款水道事業費用１項１目１６節手数料の増額につきましては、水道水中の放射性物質に係る管理目標値の新たな基準が設定され、４月１日より施行されたことによる放射性物質検査手数料でございます。

以上です。

○茅根猛議長 説明は終わりました。

○茅根猛議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

今回は、６月１２日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前 1 1 時 1 8 分散会